

日本国憲法の構成と頻出条文②

第1章	天皇
第2章	戦争の放棄
第3章	国民の権利及び義務
第4章	国会
第5章	内閣
第6章	司法
第7章	財政
第8章	地方自治
第9章	改正
第10章	最高法規
第11章	補則

第3章

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、
[]
として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条
すべて国民は、法の下に平等であって、
[]
により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

第25条 すべて国民は、
[]の生活を
営む権利を有する。